令和3年度全日本中学校長会総会資料

当面する初等中等教育上の諸課題

文部科学省初等中等教育局長

瀧本 寛

令和3年5月20日



目次

「当面する初等中等教育上の諸課題」

1	学校における新型コロナウイルス感染症対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	学校における働き方改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	GIGAスクール構想の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
4	いじめ・不登校支援・児童虐待対応等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
5 [「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(中教審答申)について・・・・・	4 6
6	新学習指導要領について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 :

1

学校における新型コロナウイルス感染症 対策について

新型コロナウイルス感染症対策について

1、学校における感染状況と分析(令和3年4月時点)

- ▶ 感染者数全体の増加に伴い、児童生徒及び教職員 新規の感染者数についても増加し、1月上旬から中旬に大きなピークが見られた。
- ▶ 濃厚接触者の特定及びPCR検査の実施のため、2~3日の間の臨時休業を実施し、その後学校を再開している学校もみられるが、大部分のケースでは、学校の臨時休業をせず感染者及び濃厚接触者のみの出席停止の措置としている。
- ➤ 従来よりも感染しやすい、重症化しやすい可能性のある変異株が各地で報告されているが、基本的な感染予防策は、変異株であっても、3密の回避、マスクの着用、手洗いなどが、これまでと同様に有効とされており、各学校ではこれらの基本的な対策を徹底する必要がある。

2. 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.6(令和3年4月28日改訂)

○学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

▶ 本マニュアルで示す行動基準を参考としつつ、「新しい生活様式」の実践と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図ることによって、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の 感染レベル (※1)	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思活動)	□ 分科会提言との □ 対応(※2) □				
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リス クの低い活動で短時間での 活動に限定	ステージIV				
レベル2	1 mを目安に学級内で 最大限の間隔を取ること	収束 感染リスク 拡	感染リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師等が活 動状況の確認を徹底	I ハ				
レベル 1	1 mを目安に学級内で 最大限の間隔を取ること	適切な感染症対策を 行った上で実施	十分な感染症対策を 行った上で実施					

- (※1) どの感染レベルに該当するかは、児童生徒等及び教職員の生活圏や地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断。この考え方は、まん延防止等重点措置区域においても同様。
- (※2)「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言)

ステージI:感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

ステージⅡ:感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

ステージⅢ:感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージIV:爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

○学校現場で取り組んで頂きたい主な対策について

- ▶ 基本的な感染症対策の徹底(発熱等の風邪症状がある場合には登校しないこと(レベル2・3の地域では同居家族に風邪症状がある場合にも登校しないこと)、手洗い、咳エチケット、換気、通常の清掃活動の中でのポイントを絞った消毒等)及び集団感染リスクへの対応(感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離の確保、十分な身体的距離がとれない場合のマスク着用等)
- ▶ 変異株への対策についても、従来株と同様に、「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨。
- ▶ 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要。



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれる中、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において教育活動を継続していく上で必要な感染症対策等を行い、子供の健やかな学びを保障するため、必要な支援を実施する。

[感染症対策等の学校教育活動継続支援事業

256億円

学校の感染症対策等を徹底しながら、コロナ禍に対応するための教職員の資質向上を図りつつ、学校教育活動を円滑に継続するために必要な事業を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的な措置として支援

- ◆補助対象:小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ◆ 1 校当たりの上限額:80万円~240万円程度

学校における感染症対策への支援

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・教室における3密対策として換気を徹底するためのサーキュレーターやCO₂モニター等の購入経費
- ・教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費

コロナ対策等に資する教職員研修等支援

- ・感染症対策等に資する研修に必要な経費
- ・オンライン学習等に資するICT研修に必要な経費
- ・その他自己研鑽、能力開発研修等に必要な経費 ※受講料、旅費、謝金、図書購入費、会議費等を支援
- ◆補助率:公立·私立1/2、国立10/10



Ⅱ 幼稚園の感染症対策支援

24億円

幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な 経費、消毒液やペーパータオル等の保健衛生用品等の購入費を支援

- ◆補助対象:幼稚園、幼稚園型認定こども園
- ◆補助対象経費:感染症対策の徹底に必要な経費、

保健衛牛用品等の購入費

◆補助率:公立·私立1/2、国立10/10

(定員規模に応じて、1施設当たり30万円~50万円)



Ⅲ 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

53億円

特別支援学校のスクールバスについては、幼児児童生徒の安全上の観点から換気が行いにくく、3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスクの低減を図る取組の強化を図るため、支援を実施

- ◆補助対象:特別支援学校
- ◆補助対象経費:スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬 スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組
- ・通常時運行のスクールバスに加え、スクールバスの増便やジャンボタクシーの借り上げ など スクールバスに乗車する医療的ケア児等の罹患を防ぐための福祉タクシー等借り上げ
- ◆補助率:公立·私立1/2、国立10/10

学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業

令和3年度予算額 (前年度予算額 2億円 0.1億円)



趣旨

背景

個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、政府全体でPHR(Personal Health Record)を推進する方針が決定されている。

乳幼児健診についてはすでにマイナポータルでの閲覧がスタートしており、学校健康診断についても早急に仕組みを構築することが必要。

PHR (Personal Health Record)

生まれてから学校、職場など、生涯にわたる個人の健康等情報をマイナポータル 等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握する仕組み。

乳幼児健診 学校健診 事業主健診 特定健診

事業内容

学校健康診断情報を活用してPHRを実現するための 課題について実証研究を実施する。

- 各学校が入力する学校健康診断情報のデータを「健康診断データベース」に転送するための仕様や技術的要件を検証する。
- ◆ 校務支援システムに蓄積された健康診断情報を、個人の健康の記録として各家庭がマイナポータル等を通じて閲覧するために必要な技術的要件・課題について検証する。

箇所数·単価

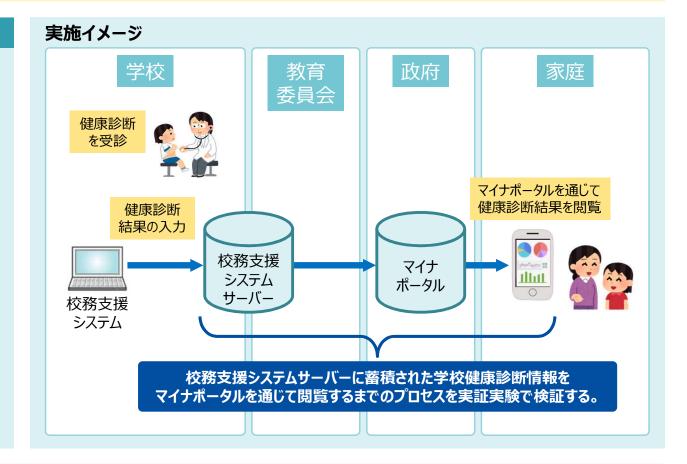
1箇所 155百万円程度

委託先

研究機関

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費等



マイナポータル等を通じて児童生徒等の既往歴や現在の健康状態をいつでもどこでも本人や家族が確認することができること等により、感染症が疑われる際にもそれを用いた医療者との正確なコミュニケーションが可能となる。



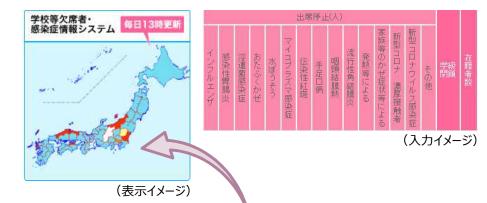
背黒

課題

● 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において「文部科学省及び 厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図るにとが示される。

学校等欠席者・感染症情報システムの充実

- 日本学校保健会が運用する「学校等欠席者・感染症情報システム」(小学校) 約66%、中学校約60%が加入)は、感染症で欠席する児童生徒等の発生状 況をリアルタイムで把握し、情報共有できる仕組みであり、新型コロナウイルス感 **染症に対応**するための改修も実施済。
- 感染症情報システムの加入率を早期に向上させ、効率的な運用体制を構築す ることが必要。欠席情報の重複入力を解消し、より広く状況を把握するしくみを整 備するため各学校の校務支援システムとの連携強化が課題となる。



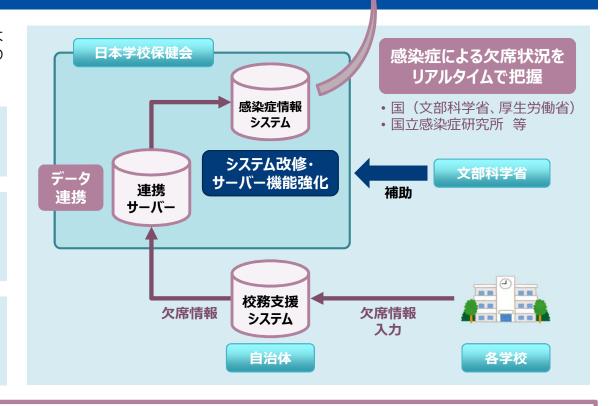
事業内容

各学校が日々入力する欠席情報を感染症情報システムに反映できるよ う、感染症情報システムと校務支援システムを連携させ、国が集団感染の 状況を早期に把握できるようにする。

学校の設置者ごとに仕様が異なる校務支援システムの欠席者デー タを、共通のルールで運用できるよう病名や形式を標準化。

各自治体の校務支援システムネットワークから感染症情報システム サーバーへのデータ移行のため、連携サーバーを構築。 感染症情報システムについて、連携に対応するための改修を実施。

各学校で入力されたデータを感染症情報システムに反映させ、即時 性、確実性の高いデータに基づき、国や自治体における感染症対策 に活用する。



期待される効果

感染状況の効率的な情報収集により、学校における集団感染等を早期に発見・探知し、国の感染症対策に活用する。

感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について (令和3年2月19日初等中等教育局長通知)

感染症・災害等の非常時に、臨時休業・出席停止等※によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒

対象

感染症:学校保健安全法第19条による出席停止、第20条による臨時休業の対象となる感染症の予防

災害等:学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情

※非常変災等児童生徒・保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む

平常時

・学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を 通じて行われるものであることを踏まえ、平常時から非常時を想定した備えをしておく ・非常時にも学習を継続できるようICT環境を整備

- ・まずは可能な限り感染リスク低減・安全確保をした上で、**児童生徒が登校して学習できるようにする**ことが重要
- ・感染症・災害等の状況に応じて、地域・学校・児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる
- ・特に一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等を踏まえた教師による 学習指導と学習状況の把握を行う

<自宅等における学習の取扱い>

非常時

- ・教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要
- ・自宅等における学習状況・成果を学習評価に反映可能
- ・教師による学習指導が一定の要件を満たしており、 学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の 定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、

再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能

*一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分な場合、 別途、個別に補習等を実施

---- <指導要録上の取扱い>

- ・「欠席日数」としては記録しない
- ・以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導を 実施したと校長が認める場合、「オンラインを活用した 特例の授業」として指導要録に記録
- ①同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ②課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の 意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導 (オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)
- * 非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学習への 円滑な接続に資するよう行われることが重要
- * 令和3年4月1日から実施(特段の事情がある場合はこの限りでない)

登校

- ・対面により学習状況を把握し、必要に応じて、補充授業や補習等を実施
- ・非常時に臨時休業を行い、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令違反とはならない
- ・各学年の課程の修了・卒業の認定は弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮

(参考) 中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(令和3年1月26日) (抄)

「感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、……児童生徒等の学びの保障を着実に実施するために、制度的な措置等について検討・整理することが必要である。

(参考) 規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」(令和2年12月22日)(抄)

「災害を含めた非常時に、……対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認める。」

現在の感染状況を踏まえた修学旅行等のあり方について (令和3年4月)



修学旅行の教育的意義

〇修学旅行は、学習指導要領上、特別活動の中の学校行事に位置づけられるものであり、学校の教育活動の一環として 児童生徒の心情等にも考慮し、各学校において計画・実施されているもの

修学旅行等の安全管理について

- 〇修学旅行等の実施や行き先は、<u>感染の拡大防止策を最優先</u>とし<u>学校と教育委員会等の学校設置者において適切に判断</u> 「令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について」(令和3年4月1日付け事務連絡)において、
 - ・感染状況等を踏まえ、感染防止策の確実な実施や保護者などの御理解・御協力を前提に、実施に向けての特段の配慮を依頼
 - ・実施に当たっては、<u>感染防止策の事前指導や、児童生徒や同居する家族等の健康観察を徹底</u>するとともに、感染状況を見極めながら、 仮に当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、<u>近距離での実施や旅行日程の短縮など実施方法の適切な変更・工夫について</u> 検討するよう依頼
- ○新型コロナウイルス対応ガイドライン等の提供
 - 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(文部科学省)
 - ・旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(一般社団法人日本旅行業協会等)

受入れ自治体の取組について

- 〇各自治体で<u>修学旅行生の誘致</u>についての取組を実施 (取組例)
 - ・修学旅行専用電話相談窓口の設置
 - ・修学旅行生に発熱等の感染疑いが生じた場合に備えた 適切な検査・医療体制の整備
 - 修学旅行費の一部助成

キャンセル料等の支援について

- ○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ➤ キャンセル料や感染症対策を講じるために必要な追加的
 - ▶ キャンセル料や感染症対策を講じるために必要な追加的 費用等について、各自治体の判断により活用が可能

Go To トラベル事業の活用について ※令和2年12月28日以降、全国的にGo To トラベル事業の適用が一時停止となっている

- ○修学旅行等においてGo To トラベル事業が活用されるよう、観光庁と連名で教育委員会等に対して情報提供を実施
 - •「現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及びGo To トラベル事業の活用について」(令和2年7月28日付け事務連絡)
 - ・「修学旅行等におけるGo To トラベル事業の活用等について」(令和2年9月25日付け事務連絡)

学校における働き方改革について

勤務実態の現状と分析①

○教員の1週間当たりの学内勤務時間(※持ち帰り時間は含まない)_{平成18年度} ■_{平成28年度}



→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、

勤務時間が増加している

平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

中学校

▶ 若手教師の増加

小学校

▶ 総授業時数の増加

(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)

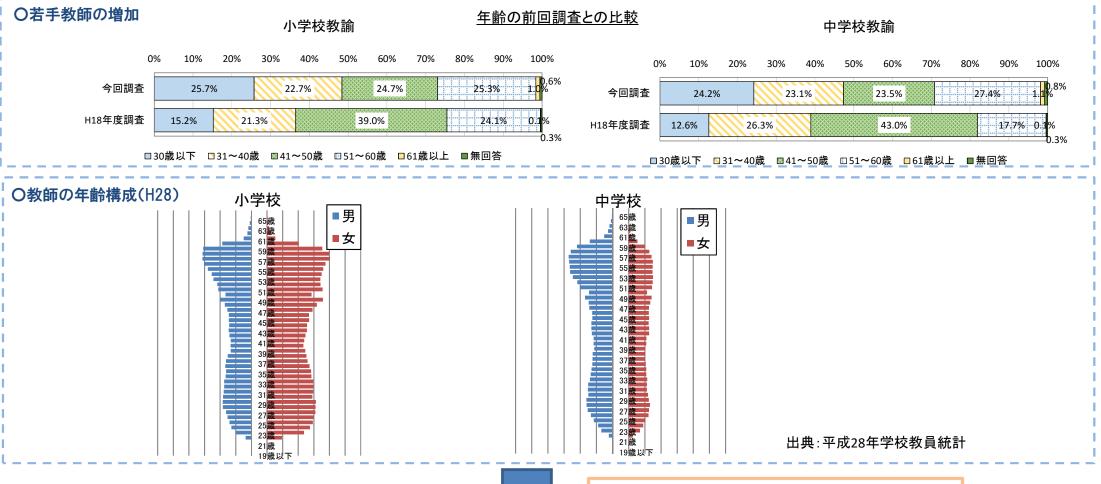
(平日:7分、土日:1時間3分)

〇業務内容別の学内勤務時間(1日当たり)

平日(教諭のみ)	小学校		中学校			
十口(教訓のみ)	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19	3.36	+0.27	0:21	5.11	+0.15
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会·生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年·学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04	0.31	-0.07	0:06	0.29	-0.04
事務(調査回答)	0:01			0:01		
事務(学納金)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者•PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政·関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

	上口 /±450 の 1・1		<u> </u>				
土日(教諭のみ)	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減	
	朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
	授業(主担当)	0:07	0.00	10.00	0:03	0.00	10.03
	授業(補助)	0:01	0:00	+0:08	0:00	0:00	+0:03
	授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
	学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
	成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
	生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
	生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
	部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
	児童会・生徒会指 導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
	学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
	学年•学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
	学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
	職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
	個別打ち合わせ	0:00	0.00	±0.00	0:00	0.00	±0.00
	事務(調査回答)	0:00			0:00		
	事務(学納金)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
	事務(その他)	0:02			0:02		
	校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
	保護者•PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
	地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
	行政·関係団体対 応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
	校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
	校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
_	その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

勤務実態の現状と分析②





平成29年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31年1月 中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築の ための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」をとりまとめ

第1章 学校における働き方改革の目的

第2章 教員の勤務の長時間化の現状と要因

第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を

意識した働き方の促進

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

第5章 学校の組織運営体制の在り方

第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度

第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

第8章 改革の確実な実施のための仕組みの確立

とフォローアップ

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について

学校における働き方改革の目的<第1章>

- 学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること
- 志ある教師の過労死等が社会問題になっているが、子供のためと必死になって文字通り昼夜、休日を問わず教育活動に従事していた<u>志ある教師が、適切な勤務時間管理がなされていなかった中で勤務の長時間化を止めることが誰もできず、ついに過労死等に至ってしまう事態は、本人はもとより、その遺族又は家族にとって計り知れない苦痛であるとともに、児童生徒や学校にとっても大きな損失である。さらに、不幸にも過労死等が生じてしまった場合に、勤務実態が把握されていなかったことをもって、公務災害の認定に非常に多くの時間がかかり、遺族又は家族を一層苦しめてしまうような事例も報告されている。この点については、勤務時間管理の徹底や「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた各地方公共団体の規則等に基づく勤務時間管理の徹底、学校や教師の業務の明確化・適正化による勤務の縮減を図り、一刻も早く改善しなければならない。こうした志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、我々は、学校における働き方改革を実現し、根絶を目指して以下に述べる必要な対策を総合的に実施していく必要がある。</u>

勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進<第3章>

- 〇 労働安全衛生法の改正を踏まえ、<u>勤務時間管理を徹底。公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定、その実効性を高めるための制度的工夫を行い改革の始点と</u>する。
- ストレスチェックや産業医への相談等、<u>労働安全衛生管理体制の整備</u>を徹底。人事評価や学校評価を通じ、<u>教職員一人一人の意識改革</u>を 進める。

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化<第4章>

- これまで学校が担ってきた業務について、**仕分けを実施**。 (右表の通り)
- 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、学校として子供たちの 成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をど のように配分するかの決断。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	 ⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	①学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動 (部活動指導員等)	①学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体 や教育委員会、保護者、地域学校協働活 動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。 多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	①進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		(4) 支援が必要な児童生徒・家庭へ の対応(専門スタッフとの連携・協力等)

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について

学校における働き方改革の実現に向けた環境整備<第7章>

○ 上記の方策の実施のためには環境整備が必要。教職員定数の改善や専門・外部スタッフ等の確保等の条件整備を行う。

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備 【令和3年度予算】

1. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

+2.000人

- 学校の指導体制の充実ー教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上ー
- ▶ 義務教育9年間を見通した指導体制支援(小学校専科指導の充実)
 - ※ 学校における働き方改革の観点から、小学校のティームティーチングのための加配定数の一部について、専科指導のための加配定数に発展的に 見直した上で(▲2,000人)、小学校における専科指導の積極的取組への支援(+2,000人)
- ※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分(+397人)、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備(+744人)を含め、合計で+3.141人の改善(振替2.000人を除く改善は+1.141人)

Ⅱ. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用



- 学力向上を目的とした学校教育活動を支援する人材(学習指導員等)の配置を支援・・・ 39億円【11,000人】
- スクール・サポート・スタッフの配置を支援・・・・ 39億円【9.600人(+5.000人)】
 - ※ 学習プリント等の印刷・仕分け、採点業務の補助、来客対応や電話対応等、教師の業務をサポート
- 中学校における部活動指導員の配置を支援
 ・・・ 12億円【10.800人(+600人)】
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実
 ・・・・ 72億円

【SC:全公立小中学校27,500校、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置3,600校(+700校)】 【SSW:10,000全中学校区、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置3,900校(+1,000校)】

・・・0.3億円

- GIGAスクールサポーターの配置を支援・・・・・ 10億円
- 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置を支援
 ・・・・・・・2億円【3,100校】

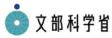
Ⅲ. 学校が担うべき業務の効率化及び精選





- 学校の働き方改革のための取組状況の調査実施・分析、優良事例の展開
- スクールガード・リーダーの助言に基づき、地域ぐるみで見守り活動を行う体制を整備・・・・・3.4億円
- 学校と地域それぞれの適切な役割分担を検討するため、地域と学校の連携・協働体制を構築・・・・68億円

公立学校における働き方改革の推進



学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、 取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

- 勤務に係る制度 (給特法) 改正 (令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行)
- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

上限「指針」の策定(施行日: 令和2年4月1日)

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- <上限時間> ① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内等
- 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進 (文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理)

教職員定数の改善

・40年ぶりに小学校の学級編制の標準を現 行の40人から35人へ引き下げ

教科担任制の推進

- 令和4年度目途に小学校高学年からの教科担任制を導入
- ・対象教科、学校規模等に応じた教職員配置の 在り方など、専門的・技術的な検討を実施

外部人材の配置支援

- スクール・サポート・スタッフ、学習指導 員、部活動指導員等の予算規模の拡充
- GIGAスクールサポーターの活用促進
- 教育行政に係る法務相談体制の整備(地方 財政措置)

部活動の見直し

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な 地域移行に向けて、令和3年度から全国各 地の拠点校(地域)において実践研究を実 施し、その成果を全国展開

教員免許更新制度の検証

• 教員免許更新制や研修を巡る制度に関して 包括的な検証を進め、その結果に基づき、 必要な見直しを実施

ICT環境整備の支援

- GIGAスクール構想「1人1台端末環境整備」の前倒しの実現
- ICT活用により、教員の表簿・指導要録等の 作成業務や授業準備に係る負担軽減等に寄与

学校向け調査の削減

- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。
- ※国の定期的な調査件数(H19:34件→R1:25件)
- ・統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

全国学力・学習状況調査のCBT化

- CBT化検討WG「中間まとめ」を踏まえ、さらに個別の論点について検討中
- ・CBT化に向けて、令和3年度から、小規模 からの試行・検証を実施予定

- 自治体や学校における改革サイクルの確立
- ・「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- ・好事例の全国展開(働き方改革フォーラム開催(R2.1.31)、事例集作成(R2.3、R3.3)等)

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務 実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合(R2.10.1時点)

都道府県	91.5%
政令市	85.0%
市区町村	71.3%

● 各取組の推進

- (例) 上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番 電話設定、外部人材の配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等
- スクラップ&ビルドを原則とした施策推進
- 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない 又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域 住民等との教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年を目途に勤務実態調査を実施

中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を実施13

補習等のための指導員等派遣事業

令和3年度予算額

(前年度予算額

90億円 62億円)



神田 相習等のための 指導員等派遣事業 Supporters for school 令和2年度第1次補正予算額8億円、令和2年度第2次補正予算額270億円

多様な外部人材が学校の教育活動に参画する取組を支援 教師と多様な人材の連携により、学校教育活動の充実と働き方改革を実現 引き続き、新型コロナウイルス感染症にも対応できるよう取組を支援

学習指導員等の配置

(学力向上を目的とした学校教育活動支援)

予 算 額: 39億円 (+7億円) **人 数**: 11,000人 (+3,000人)

事業内容

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現し、また、新型コロナウイルス感染症の対応のために、教師や学校教育活動を支援する人材の配置を支援

児童生徒の学習サポート

- TT 指導(team-teaching)や習熟 度別学習、放課後の補習など発展的 な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への 取組

進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- ・専門家による出前授業の実施

学校生活適応への支援

- 不登校児童生徒への支援
- いじめへの対応



教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援



想定人材

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師 NPO等教育関係者、地域の方々など幅広い人材

実施主体

都道府県•指定都市

負担割合

国1/3 都道府県・指定都市2/3

スクール・サポート・スタッフの配置

事業内容



予 算 額: 39億円(+20億円) **人 数**: 9,600人(+5,000人)

教師の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、 学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、新型コロナウイルス感染症対策の 消毒作業等をサポートするスクール・サポート・スタッフの配置を支援

想定人材



実施主体



負担割合



地域の人材 (卒業生の保護者など)

都道府県•指定都市

国1/3

都道府県・指定都市2/3

中学校における部活動指導員の配置

事業内容



算 額:12億円 (+1億円) **数**:10,800人(+600人)

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への教員に代わって顧問を担う部活動指導員の配置を支援

想定人材



実施主体

負担割合



指導する部活動に係る専門的 な知識・技能を有する人材

学校設置者 (主に市町村) 国1/3 都道府県1/3 市町村1/3 (指定都市: 国1/3、指定都市2/3)

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、 教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。

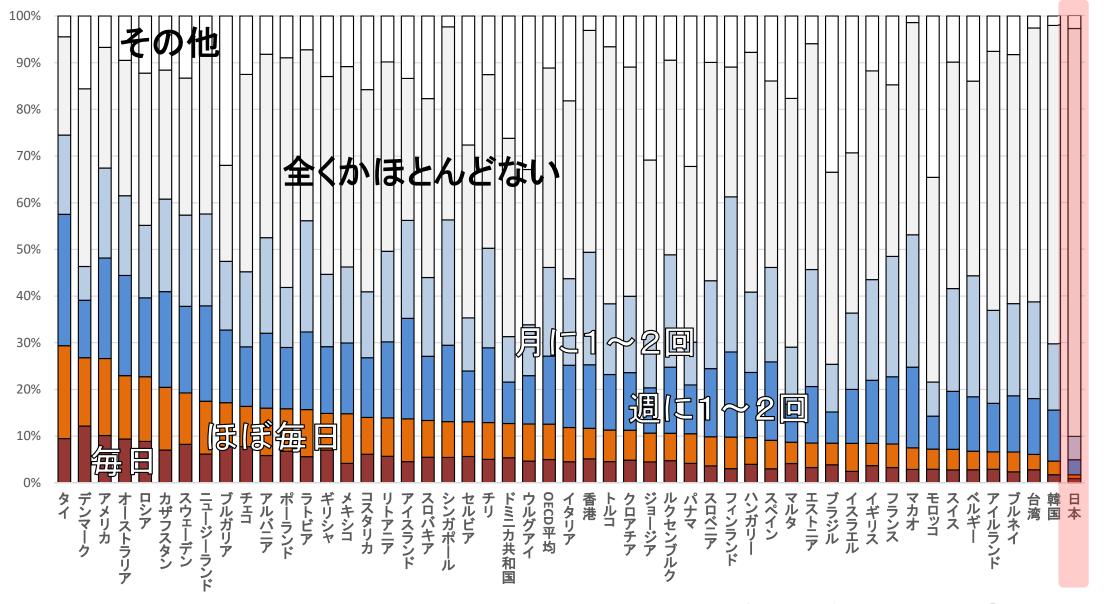
※交通費については、人材確保のための人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者に対して支援を行う。

※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする

GIGAスクール構想の推進について

OECD/PISA 2018年 ICT活用調査

学校での使用頻度:ほかの生徒と共同作業をするために、コンピュータを使う



出典 OECD生徒の学習到達度調査(PISA2018)「ICT活用調査」

ICTを活用した学習に関する他の指標も軒並み最下位

OECD/PISA 2018年 ICT活用調查

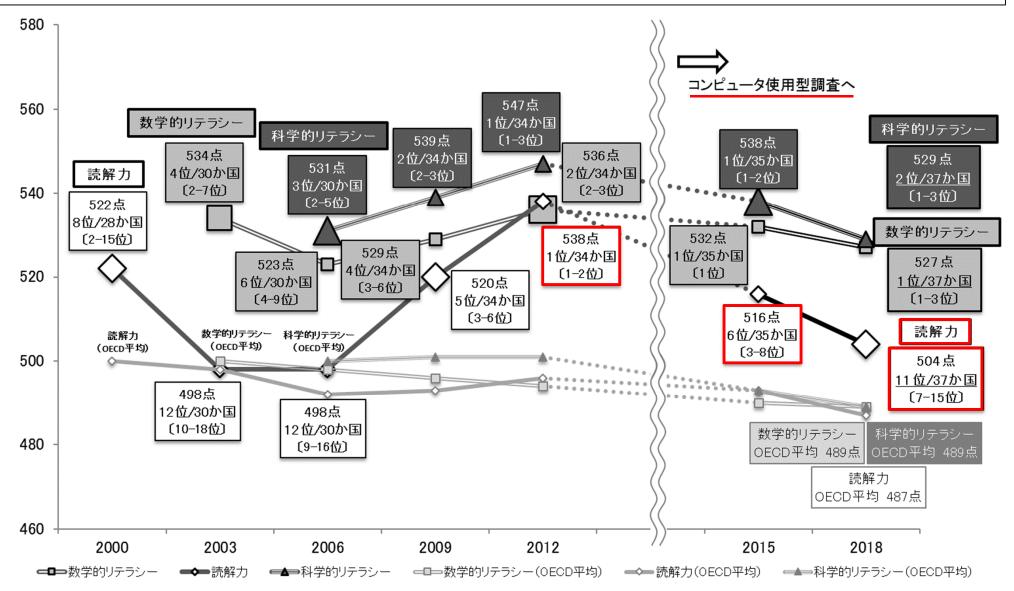
学校外での平日のデジタル機器の利用状況 (青色帯は日本の、★はOECD平均の「毎日」「ほぼ毎日」の合計)

20% 40% 60% 80% 100% 20% 40% 60% 80% 100% ★67.3(OECD平均) ★22.2(OECD平均) 3.0 ネット上でチャットをする 87.4 コンピュータを使って宿題をする ★26.7(OECD平均) ★23.0(OECD平均) 学校の勉強のために、インター 6.0 47.7 ネット上のサイトを見る 1人用ゲームで遊ぶ (例:作文や発表の準備) ★28.9(OECD平均) ★20.1 (OECD平均) 関連資料を見つけるために、授業 多人数オンラインゲームで 3.7 29.6 の後にインターネットを閲覧する 游ぶ ★17.7(OECD平均) ★25.5(OECD平均) 学校のウェブサイトから資料をダ ウンロードしたり、アップロードした 3.0 Eメールを使う 9.1 り、ブラウザを使ったりする (例:時間割や授業で使う教材) ★38.8(OECD平均) ★21.3(OECD平均) インターネットでニュースを 校内のウェブサイトを見て、学校 3.4 43.4 からのお知らせを確認する 読む (例:時事問題) (例: 先生の欠席)

17

OECD/PISA 2018年 生徒の学習到達度調査

- ・科学的リテラシー、数学的リテラシーは引き続き世界トップレベル。
- ・読解力は、高得点のグループに位置するが、前回より平均得点・順位が有意に低下。
- ⇒コンピュータ画面上での長文読解の慣れなどの要因が複合的に影響した可能性。

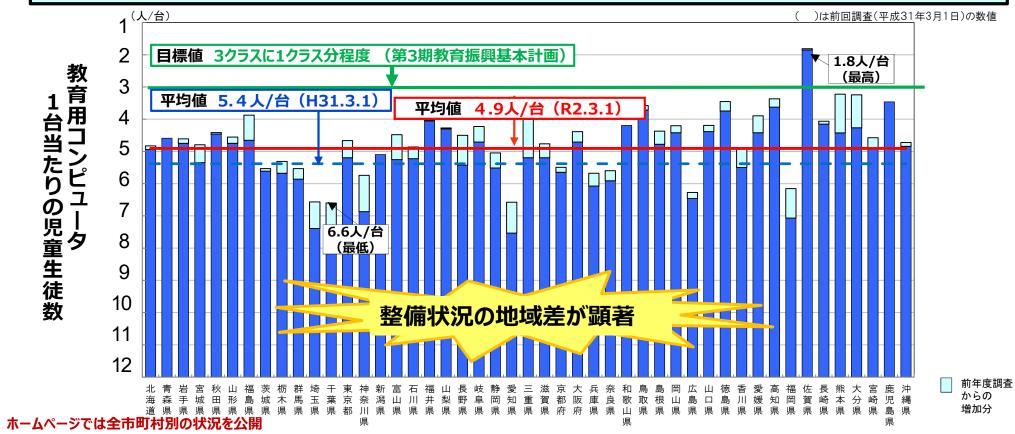


学校のICT環境整備の現状(令和 2 (2020)年3月)

2018~2022年度の目標

R2年3月1日現在

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	4.9人/台 (5.4人/台)	(目標:3クラスに1クラス分程度)
②普通教室の無線LAN整備率	48.9% (41.0%)	(目標:100%)
普通教室の校内LAN整備率	91.4% (89.9%)	(目標:100%)
③インターネット接続率(30Mbps以上)	96.6% (93.9%)	(目標:100%)
インターネット接続率(100Mbps以上)	79.2% (70.3%)	
④普通教室の大型提示装置整備率	<u>60.0%</u> (52.2%)	(目標:100% (1学級当たり1台))



GIGAスクール構想の実現とは

Society 5.0時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、児童生徒の「1人1台端末」等のICT環境を整備

- → 令和元年度から令和5年度までの計画として、令和元年度補正予算において、学校における児童生徒「1人1台端末」と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための予算(2,318億円)を計上。
- → **令和2年度第1次補正予算**において、「**1人1台端末」整備の前倒し**や、**家庭でも繋がる 通信環境**の整備など、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、 ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算(2,292億円)を計上。
 - ⇒上記に加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)」を踏まえ、令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算案へ「GIGAスクール構想の拡充」等、ICT環境の整備や、活用に必要な経費を計上。これらを通じて、GIGAスクール構想の実現をさらに加速。

GIGAスクール構想の実現

4,819億円(文部科学省所管)

令和2年度1次補正予算額2,292億円

令和2年度3次補正予算額 209億円

※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実 現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき 次世代の 学校・ 教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ~遠隔・オンライン教育の実施~
- ✓ **個別に最適で効果的な学びや支援** ~個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有~
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ~文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現~
- ✓ 校務の効率化 ~学校における事務を迅速かつ便利、効率的に~
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ~教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)~

高速大容量 機密性の高い 安価なネットワーク



家庭での活用

児童生徒の端末整備支援

3,149億円

○「1人1台端末」の実現

◆国公私立の小・中・特支等義務教育段階の**児童生徒が使用するPC端末**整備

対象:国・公・私立の小・中・特支等 令和元年度 1,022億円 国立、公立:定額(上限4.5万円) 令和2年度1次 1,951億円

私立:1/2(上限4.5万円)

◆国公私立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援

対象:国・公・私立の高・特支等

令和2年度3次 161億円 国立、公立:定額(上限4.5万円)

私立:原則1/2(上限4.5万円)

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる

障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

令和2年度1次 11億円 令和2年度3次

国立、公立:定額 私立:1/2

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等

学校ネットワーク環境の全校整備

1,367億円

○ 小・中・特別支援・高等学校における校内 L A N環境の整備を支援

加えて電源キャビネット整備の支援

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等

公立、私立:1/2 国立:定額

令和元年度 1,296億円 令和2年度1次 71億円

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

○ 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に 対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改める

ための整備を支援

学校施設環境改善交付金の内数

対象:公立の小・中・高・特支等 公立:1/3



GIGAスクールサポーターの配置促進

105億円

○ 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の

配置経費を支援

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等

公立、私立:1/2 国立:定額 令和2年度1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備 197億円

○ 家庭学習のための通信機器整備支援

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通

信環境(モバイルルータ)の整備を支援

令和2年度1次 147億円 令和2年度3次

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等 国立、公立:定額(上限1万円) 私立:1/2(上限1万円)

○ 学校からの遠隔学習機能の強化

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使

用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

令和2年度1次 6億円

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等

公立、私立:1/2(上限3.5万円) 国立:定額(上限3.5万円)

○ オンライン学習システム(CBTシステム)の導入

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なオンライン学習システ

ム(CBTシステム)の全国展開等

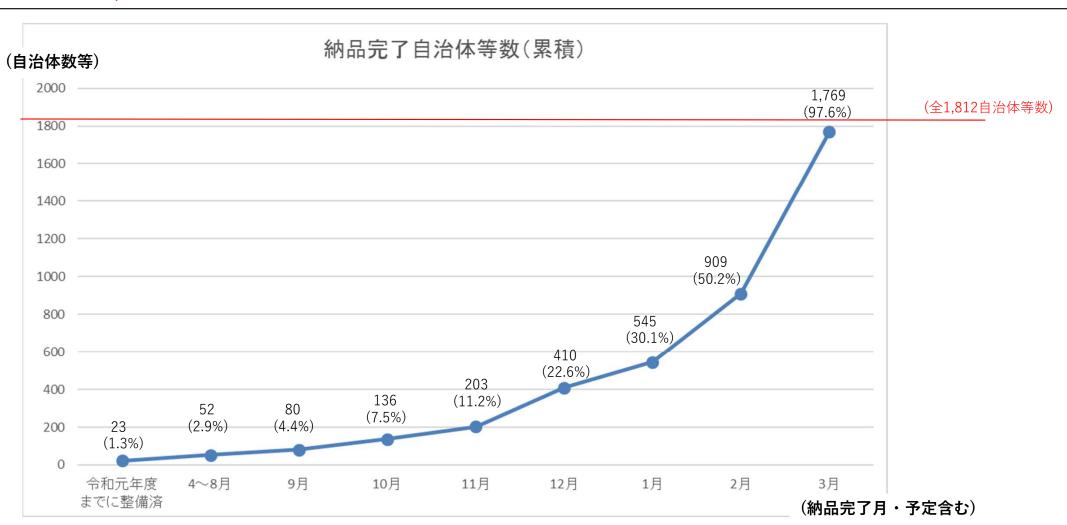
令和2年度1次

令和2年度3次

○ 調査の概要

- 令和3年3月末時点の公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)及び特別支援学校(小学部・中学部)の端末の整備状況(令和3年2月時点での予定)
- 提出自治体等数:1,812自治体等

全自治体等のうち 1,769自治体等(97.6%) が令和 2 年度内に納品を完了する見込み、43自治体等(2.4%)が令和 2 年度内に納品完了しない見込み



- ※「納品完了」とは児童生徒の手元に端末が渡り、インターネットの整備を含めて学校での利用が可能となる状態を指す。
- ※ 公立学校情報機器整備費補助金によって整備する端末の状況を示しており、補助金を活用せず整備している自治体等については補助金の措置分(2/3)に相当する台数についての状況を示している。
- ※ 全小中学校自治体等数のうち43自治体等(2.4%)が令和2年度内に納品が完了しない見込み。

22

「GIGA StuDX 推進チーム」による支援活動の本格稼働について

令和3年4月現在

GIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台端末及び高速大容量通信ネットワーク環境の積極的な活用を推進するため、文部科学省に設置した「GIGA StuDX※推進チーム」の体制を強化し、教育活動において参考となる事例の発信、課題の共有等を通じて、全国の教育委員会・学校に対する指導面での支援活動を本格的に展開します。

GIGA StuDX 推進チーム



■ 令和3年4月より、全国から8名の教師を新たに増員



- 地域別に担当を付け、担当地域の教育委員会等と協働のためのネットワークを構築
 - ▶ <u>学校・地域コミュニティの自走を</u>支援



- 優良事例や現場の悩み・課題、 実情などを汲み取り、文科省の 政策に反映
- 事務局は、**情報教育・外国語** 教育課、教育課程課、初等中等 教育企画課

GIGA StuDX 推進チームの活動



<u>現場とのネットワーク</u> の構築



担当地域を中心に 全国の教育現場の 情報を収集・発信



教育委員会等と 日常的にやり取りを行う



情報交換プラットフォーム の提供



地域ブロックや教科等の テーマ別に全国の教育 委員会等の担当者が 有益な情報交換を行い 知見を深める場を構築 (オンラインも積極的に活用)



StuDX Styleからの 情報発信



特設ホームページ 「StuDX Style」で 活用事例やインタビュー などの有用な情報を 随時発信



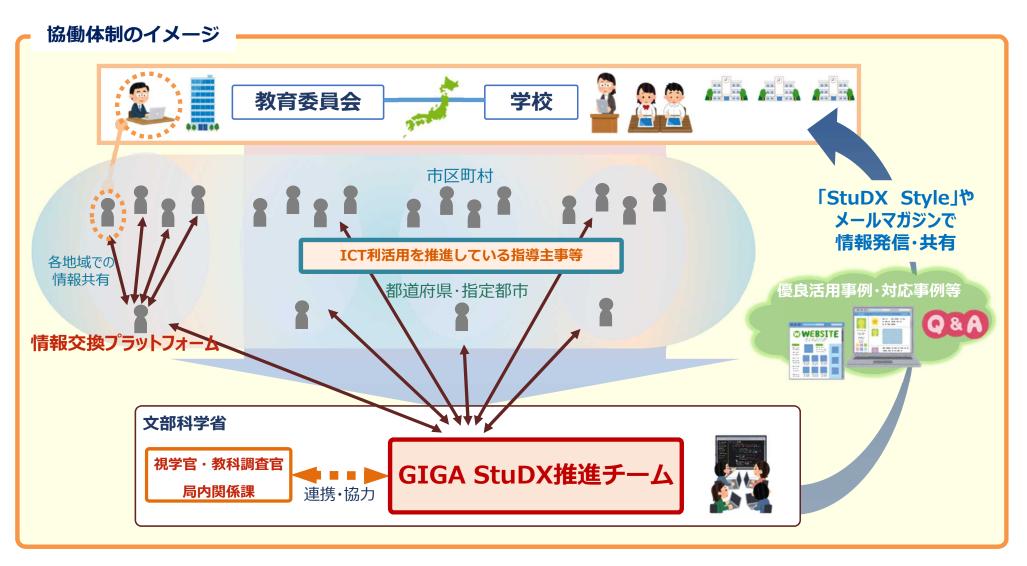
メールマガジンの配信



StuDXメールマガジンを 開設し、ICT利活用を 推進する教育委員会等 の担当者や学校教員に 有益な情報を定期配信

「GIGA StuDX 推進チーム」と教育委員会・学校との協働体制について

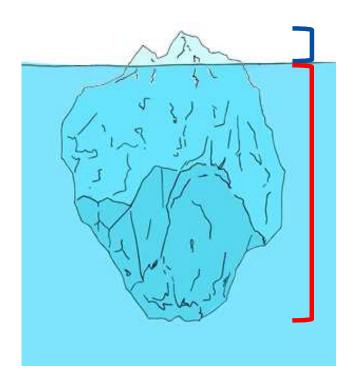
文部科学省のGIGA StuDX推進チームのメンバーと、各教育委員会等でICT利活用を推進している担当者(指導主事等)が人的ネットワークを構築し、教育現場で生まれている好事例や、課題とその解決策等に関する情報を密にやり取りしながら、学校でのICTの活用の具体を積み重ね、協働して「GIGAスクール構想の実現」に取り組む。



全ての教師が1人1台端末を利活用した実践を行うための取組

すべての教育委員会・学校・教師が、新学習指導要領の趣旨の実現に資するよう、 端末・ネットワークを活用し、児童生徒の資質・能力の育成を図ること

現状(イメージ)



1人1台端末環境での実践に ある程度蓄積がある自治体 **約4%** (令和2年9月までに整備済み: 4.4%)

令和3年度から本格的に 1人1台端末環境での 実践を行う自治体 **約96%**

・令和2年10月~12月に整備:18.2%

・令和2年1月~2月に整備:27.5%

・令和2年3月に整備:47.5%

、・令和2年度内は未整備:2.4%

この部分の底上げが必須 (全体を水面より上に押し上げて行く)

※同時双方向オンライン指導を実施した 学校設置者は15%(令和2年6月時点)

取組の視点

- 多くの学校・教師にとって、パソコンルームから普段の教室での1人1台端末の"普段使い"は、初めての試み。最初からパーフェクトということはなく、試行錯誤が大切
- 各教育委員会は、GIGAに関する情報 発信や教員研修を実施して学校現場を サポートすることが大切
- 地域の実態に応じた教員研修を支援し、 実施体制等のサポート状況を把握し、フ オローを充実
- また、情報交換プラットフォームの構築等を通じて、自治体間の横のつながりを強化し、お互いに助け合い、協働・自走できる体制を構築

「StuDX Style」について

1人1台端末の利活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っていきます。



活用事例

GIGAに慣れる

1-(1)

学習環境づくり

■校種・学年:小学校

■活用の概要:



情報端末の導入初期は、端末をどこにしまえばよいのか、机の上にどのように置いたらよいのか、といったことに戸惑いを感じる児童も多い。また、それが徹底されていないが故に、学習準備に時間がかかったり、落として破損させてしまったり、さまざまなトラブルも発生した。

保管方法や学習環境を整えることは、よりよい学習活動を進めていく上で、とても大切な 要素である。そこで、児童の発達段階や実態に応じて、望ましい1人1台端末の使い方に ついて整理し、児童と共有した。

また、端末を使っているうちに、画面に目を近づけすぎたり、姿勢が崩れてきたりする児童が見られたため、正しい姿勢の掲示物も作成した。

- ① 発達段階や児童の実態に応じて、学習環境を検討する
- ② 学習環境についての掲示物を作成して掲示する
- ■準備するもの:
- ・学習環境についての掲示物

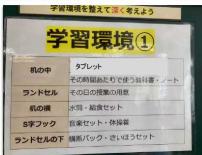
児童の実態から望ましい 学習環境について検討



ペッと見てわかる <u>掲示物を</u>作成



1人1台端末 環境の習慣化





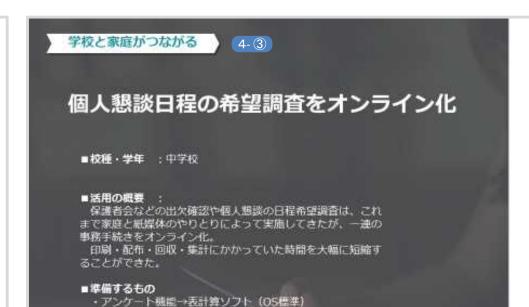


学習に取り組みやすい環境をつくるために、机の中に入れる もの、机の上に置く物の配置などを統一した。また、健康面へ の配慮から正しい姿勢で端末を使えるようにしている。これら を掲示物にして、教室に掲示している。

■アドバイザーからのコメント

学習環境をある程度統一しておくことで、子供たちの学習への集中力も高まります。

また、学年や学校全体で統一しておくと、担任が変わっても児童は戸惑いを感じません。発達段階や児童生徒の実態に応じて環境を検討するとよいでしょう。



アンケート規能による 各種調査のオンライン化



アンケートフォームを作成。回答ページのURLは、 一百メールで通知

	et.	.2000	アンケート	-
-	war.	-	46	
019079				
10 E				
01415461-0-01	16010			
100000				
\$100 minus				
20.0	0	- 23	21 0	
P D D	10	-0.	20 0	

家庭・学校双方の 事務手続きの効率化

Control of the second		7
存在・様 名相	(内) (西)	WE1E (30)
1214	13:38-14:08	
(3年1년		16/09-16/30
3#18	物理でもよう1,14:30-15:00	12:30-14:00
3414		18:00-16:20
0.101M	-	_
12.1		_
67216	100	16:00-15.30
1章1世	18	710:00-16:30
(3年128	57	
1918	19.30-10.00	18:00-18:3
1=14	- Control of the Cont	-
11年1日		
21010	- Annual Control Control Control	Econolis
3#1#	14:30-15:02:18:30-18:00:18:69-18:39	12 39-14 8
1414	SHITE AND THE SHIP	13.39-14.90
1218	「物理でもよう」	213:30-14:00
The state of the s	1 10 16 16 16 18 18 N 19 18 N	745/35-18/8

各家庭からの回答は、自動的に表計算ソフトで集計される ため、希望関格にかかる時間を大幅に削減できる。

the Minister Minister court court Min

■アドバイザーからのコメント

保護者もスマートフォン等の情報端末から、都合 の良い時間に回答できるので便利です。ただ、しば らくしても回答のない方には再度連絡することや。 紙媒体でも配布して、回答を促すことも運用初期に は必要であると考えます。

学習者用デジタル教科書について

学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)

○ 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(学習者用デジタル教科書)がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

(紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、教育課程の全部 において学習者用デジタル教科書を使用可能)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第35号)

○ <u>学習者用デジタル教科書の要件</u>: 紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録

<学習者用デジタル教科書の費用負担>

現状では、

- 学習者用デジタル教科書は無償給与の対象外。
- 学習者用デジタル教科書を使用するかどうかは学校判断 購入に係る費用は市町村教育委員会等が負担

<学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実
 - (例) 図表の拡大縮小、書き込み、保存、検索等
- デジタル教材等との一体的使用
 - (例) 動画・アニメーション、ネイティブによる朗読、ドリル・ワーク、参考資料、児童生徒の画面の共有、大型提示装置による表示 等
- 特別な支援が必要な児童生徒の学びの充実
 - (例) 音声読み上げ、総ルビ、文字の拡大、リフロー、 文字色や背景色の変更 等

今後の検討

学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件 (平成30年文部科学省告示第237号)

- 教育の充実を図るため、<u>紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準</u>
- ① 紙の教科書と学習者用デジタル教科書を適切に組み合わせた教育課程を編成すること
- ② 児童生徒の健康を保護する観点からの適切な配慮がなされていること
- ※令和2年12月、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において、「学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準の見直しについて」が取りまとめられたことを受け、令和3年4月より、「各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと」とする基準については撤廃された。

施行日: 平成31年4月1日

(告示は令和3年文部科学省告示第55条により改正、令和3年4月1日施行)

<学習者用デジタル教科書の発行状況>

○小学校教科書(小学校用教科書目録より)

令和元年度:64/319点(20%)→令和2年度:287/305点(94%)

○中学校教科書(中学校用教科書目録より)

令和2年度:40/159点(25%)→令和3年度:138/145点(95%)

<学習者用デジタル教科書導入状況>

○公立小·中·高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率 : 2.617校(7.9%)

(令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要) (令和2年3月現在)[確定値])

<学習者用デジタル教科書の価格の状況(令和2年度小学校教科書)>

(文科省調べ)

○200円程度~2000円程度まで、教科や発行者によって異なる。

一人一台端末環境整備が進む中、**学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について**、その効果・影響を検証しつつ、学びの充実の観点から検討を行い、次の小学校の教科書改訂時期である**令和6年度を見据え、有識者会議において検討を** 行っている。(令和3年3月17日に中間まとめを公表。令和3年夏頃までに報告書を取りまとめる。)

デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議中間まとめについて

1. デジタル教科書をめぐる現状

- (1)制度概要 → 令和元年度から紙の教科書に代えて使用可。その使用を各教科等の授業時数の1/2未満とする基準は撤廃予定(R3年度~)
- (2) デジタル教科書の発行・普及状況 → 発行状況:約95%(R3年度)、普及状況:約8%(R2年3月)

2. デジタル教科書導入の意義

- デジタル教科書は、<u>試行錯誤が容易</u>であるとともに、<u>デジタル教材と連携させて活用</u>することにより、<u>学びの幅を広げたり内容を深めたり</u>することができる。
- GIGAスクール構想を通じて、<u>学習環境を改善し、学校教育の質を高めていくためには、デジタル教科書の活用を一層推進する必要</u>がある。 今後、次の小学校用教科書の改訂時期である令和 6 年度を、デジタル教科書を本格的に導入する最初の契機として捉え、着実な取組を進めるべきである。
- 紙の教科書は、主たる教材として学校教育の基盤を長年支えてきたこと、また、例えば、一覧性に優れている等の特性や、書籍に慣れ親しませる役割がある ことなども踏まえ、今後の教科書制度の在り方について、デジタル教科書と紙の教科書の関係や、検定等の制度面も含め、十分な検討を行う必要がある。

3. デジタル教科書の本格的な導入に向けて必要となる取組

(1)全国規模での実証的な研究を通じた改善や効果的な活用の検討

【共通に求められる機能や、デジタル教材等との連携】

- デジタル教材との連携には、指導要領のコード付与や、学習eポータル等との共通規格の整備が必要。
- 標準的機能や共通規格については、ガイドライン等を取りまとめることが望まれる。

【障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への対応】

- 障害のある児童生徒の<u>アクセシビリティを確保</u>の観点から、機能等の一定の標準化が望まれる。
- 外国人児童生徒等の状況に応じ、デジタル教科書の機能を活用。

【健康面への配慮】

- 目と画面との距離や見る時間等、健康に関する留意事項や対応方策について周知・徹底。
- 児童生徒が自らの健康を自覚し、リテラシーとして習得した上で学習に取り組めるようになることが必要。
- ICT機器の使用による健康面への影響に関して、引き続き、<u>最新の科学的知見にも注視</u>。

【教師の指導力向上】

- 教師が実際に使用する機会を確保。また、教職課程や研修等を通じて、指導力の向上を図る。
- ポータルサイト等を通じたデジタル教科書の活用に関する好事例の収集や発信。
- 紙とデジタルを適切に組み合わせた指導や、観察・実験等の活動と組み合わせた指導も重要。

【学校や家庭の環境整備】

- GIGAスクール構想において、家庭への持ち帰りを含め1人1台端末環境の整備が必要。
- <u>情報セキュリティを確保した上で、クラウド方式による配信</u>について<u>十分に検討</u>。

(2) 今後の教科書制度の在り方についての検討

【デジタル教科書にふさわしい検定制度の検討】

- 将来的には、デジタル教科書の内容としてデジタルの特性を生かした動画や音声等を取り入れることも考えられ、そのための教科書検定の在り方の検討が求められる。
- <u>令和6年度の小学校用教科書の改訂については、編集・検定・採択をそれぞれ令和3・4・5年度に行う必要</u>があり、実際には既に発行者が準備を進めていることから、<u>本格的な見直しは次々回の</u>検定サイクルを念頭に検討することが適当と考えられる。

【紙の教科書とデジタル教科書との関係についての検討】

- 令和6年度からのデジタル教科書の本格的な導入を目指すに当たり、児童生徒に対する教育の質を高める上で、紙の教科書との関係をどのようにすべきかについて、全国的な実証研究や関連分野における研究の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、今後詳細に検討する必要がある。
- 紙とデジタルの教科書の使用については、概ね次のような組合せの例が考えられる。
- ・全ての教科等でデジタル教科書を主たる教材として使用
- ・全て又は一部の教科等で紙の教科書とデジタル教科書を併用
- ・発達の段階や教科等の特性を踏まえ、一部の学年又は教科等において導入
- ・設置者が学校の実態や紙の教科書とデジタル教科書それぞれの良さや特性を考慮した上で選択
- ・デジタル教科書を主たる教材として、必要に応じて紙の教科書を使用

【将来に向けた検討課題】

- デジタル教科書の内容として動画や音声等を取り入れることやそのための検定の在り方をはじめとする将来的な課題については、様々な状況を見極めながら、引き続き検討。
- ※夏頃までに報告書を取りまとめる予定。(その後も検討会議は継続。専門的な課題等はWGで議論予定。)
- ※中間まとめリンク先: https://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chousa/shotou/157/toushin/mext 00002.html

学習者用デジタル教科書普及促進事業

令和3年度予算額 (前年度予算額 22億円 0.2億円)



背景

課題

・G I G A スクール構想により、1 人 1 台端末環境が早期に実現する見通し。

・学習者用デジタル教科書は、学校現場において導入が進んでいない。(ICT環境整備や有償での購入等が課題であるため)

・新型コロナウイルスへの対応の観点から、学校教育におけるICT活用や家庭への端末の持ち帰りをより積極的に進める中で、 ICTを活用した学びの出発点として、学習者用デジタル教科書は必須。

・骨太の方針や成長戦略において、「デジタル教科書・教材の整備・活用の促進」や現行制度の在り方の見直しを求められている。

児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、

学校現場におけるデジタル教科書の導入を促進

事業内容

①学びの保障·充実のための学習者用デジタル教科書 実証事業 2,033百万円(新規)

- ・1人1台端末の環境等が整っている小・中学校等を対象として、 デジタル教科書(付属教材を含む)を提供し普及促進を図る。
- ・宿題など学校の授業以外の場でも活用できるよう、 パブリッククラウドを使用した供給方式とする。
- ・大規模な提供に当たって生じる課題等について報告を求める。



対象 校種・ 学年 原則国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年、 義務教育学校、中等教育学校(前期課程のみ)及び 特別支援学校(小学部・中学部)の相当する学年

対象の 経費

小学校 5・6 年生及び中学校全学年の 1 教科分の 学習者用デジタル教科書(付属教材を含む)経費

②学習者用デジタル教科書のクラウド配信に関するフィージビリティ検証 116百万円(新規)

- ・多教科のデジタル教科書を多数の児童生徒が同時に利用する際の 円滑な導入・使用を担保し、ネットワーク環境等の改善を促すため、 デジタル教科書のクラウド配信に関するフィージビリティ検証を実施。
- ・複数のモデル地域における比較検証を通してデジタル教科書のクラウド 配信を進める際のコスト削減や望ましいシステムの在り方の検討を行う。 (スキーム) 民間企業等に業務委託

③学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する 実証研究 65百万円(20百万円)

- ・実証研究校での詳細な調査によるデジタル教科書の使用による効果・ 影響の検証を実施。
- ・教員の授業実践に資するよう事例集や研修動画を製作。
- ・①の事業と連携して全国でアンケート調査を実施。初めて使用する ケースを含む多数のデータを基に、効果検証や傾向・課題等の分析を 行う。

(スキーム) 民間企業等に業務委託

各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について【概要】

各教科等の指導におけるICT活用の基本的な考え方

新学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要。

【留意点】

- ○資質・能力の育成により効果的な場合に、ICTを活用する。
- ○限られた学習時間を効率的に運用する観点からも、ICTを活用する。

<資質・能力の三つの柱>

学びを人生や社会に 生かそうとする **学びに向かう力、 人間性等**の涵養

, 生きて働く**知識及び 技能**の習得 未知の状況にも対応 できる **思考力、判断力、 表現力等**の育成

各教科等における1人1台端末の活用例

国語

録画機能を活用して、スピーチをよりよいものとする

・タブレット型端末等を使って、スピーチの様子を録画し、観点に沿って 振り返ることで課題を見付け、改善する

書く過程を記録し、よりよい文章作成に役立てる

- ・文章作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を用いて助言し合う
- ・文章作成ソフトの校閲機能を用いて推敲し、データを共有する

社会、地理歴史、公民

国内外のデータを加工して可視化したり、地図情報に統合 したりして、深く分析する

- ・各自で収集したデータや地図を重ね合わせ、 情報を読み取る
- 分析した情報を、プレゼンソフトでわかりやすく 加工して発表する



(国土交通省HPより引用)

算数、数学

関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行 錯誤する

- ・画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を 変化させて動かしながら、二次関数の特徴を考察する
- ・正多角形の基本的な性質をもとに、プログラミングを通して 正多角形の作図を行う

(二次関数の特徴を考察

理科

観察、実験を行い、動画等を使ってより深く分析・考察する

- ・観察、実験を動画等で記録することで、現象を科学的に分析し、考察を深める
- ・観察、実験のレポートやプレゼンテーション資料などを、写真やグラフを挿入するなどして、一人一人が主体的に作成する
- ・シミュレーションを活用して、観測しにくい現象を可視化し、理解を深める
- ※一斉学習における学習課題等の大型提示装置を活用した効果的・効率的な提示・説明などのICTの活用も、引き続き重要である
- ※災害や感染症の発生等により学校の臨時休業等が行われる場合においても、ICTを活用した家庭学習により、 児童生徒の学びの保障が可能になる



各教科等における1人1台端末の活用例

音楽、図画工作、美術、工芸、書道

表現の可能性を広げたり、鑑賞を深めたりする

- ・タブレットPCやソフトウェアを活用した、リズムづくりや動く工作、 アニメーションの制作など、表現の可能性を一層広げる
- ・各自が曲の興味のあるところを繰り返し聴くなどして、 よさや美しさを味わうことや、ネットワークなどを活用して 作品などについて感じたことや考えたことなどを共有する



家庭、技術·家庭

アイデアを可視化したり、実習等を振り返ったりすること で、問題解決を充実する

- ・動画等で実習・調査等を振り返り、評価・改善する
- ・3DCADを活用して設計を最適化する



情報

実習で、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを 積極的に活用し、アウトプットの質と量を高める

- ・情報を統計的に処理して判断する
- ・活動や情報技術を活用して問題解決をする

生活科、総合的な学習(探究)の時間

振り返りや表現に活用し、活動への意欲を高める(生活科)

- ・取組を映像で客観的に振り返り、自ら実感しにくい活動のよさに気付く

情報の収集・整理・発信による探究の質的向上を図る(総合)

- ・実社会から多様な方法で集め、蓄えた情報から課題を設定する
- ・インターネット、電子メール、WEB通信アプリ等を活用した取材
- ・蓄積したデータから必要な情報を取捨選択し、ソフト等を用いて分析
- ・プレゼンテーション、サイトによる発信など、再構成した情報を幅広く伝える

体育、保健体育

記録をデータ管理し、運動への意欲をもち、新たな 課題設定に役立てる

- ・データ管理したこれまでの自己の記録を比較することで、伸びを 実感したり新たな課題を設定したりする
- ・ゲームの様子を撮影した動画を見返し、次のゲームに向けての 作戦を考える

外国語

海外とつながる「本物のコミュニケーション」により、発信 力を高める

- ・一人一人が海外の子供とつながり、英語で交流・議論を行う
- ・ライティングの自動添削機能やスピーキングの音声認識 機能を使い、アウトプットの質と量を大幅に高める

特別の教科 道徳

道徳性を養うための学習活動における効果的な活用

- ・子供が自分の考えを端末に入力し、共有して他者の考えを知りながら、 それぞれの考えの根拠に基づき議論することで、多面的・多角的に考える
- ・子供が議論を通して道徳的価値の理解を深めた後、自己を見つめて考 えを端末に入力し、教師がそれを把握、整理して、全体に共有する

特別活動

・対象の拡大提示や記録した情報の伝え合いから興味関心や意欲を高める集団や自己の生活上の課題を解決する(学級活動・ホーム ルーム活動)

- ・生活場面を撮影するなど、必要な情報を収集し、学校生活や社会の 問題を見いだす
- ・個人の意見を表明し意見を分類・整理する
- ・解決方法を集団として合意形成、個人として意思決定する
- ・実践を撮影して共有し、振り返りを次の課題解決につなぐ

特別支援

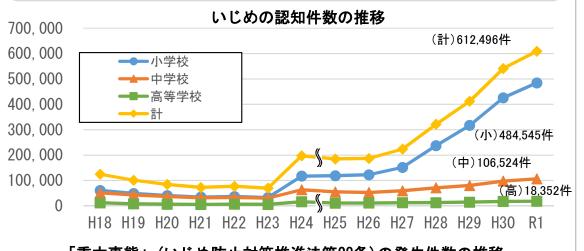
教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用 障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するためにICTを活用

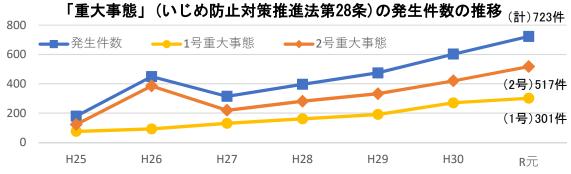
いじめ・不登校支援、児童虐待対応等について

いじめ対策について

◆ いじめの現状

いじめは決して許されないことだが、どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題。





- ○平成24年7月 滋賀県大津市の自殺事案について報道
- 〇平成25年2月 教育再生実行会議第1次提言

→「社会総がかりでいじめに対峙していくための

基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

○平成25年6月 与野党6党提出による

「いじめ防止対策推進法」の成立

- ○平成25年10月 国のいじめの防止等のための基本的な方針の策定
- ○平成29年3月 いじめの防止等のための基本的な方針の改定、 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定

◆ いじめ防止対策推進法・基本方針の概要

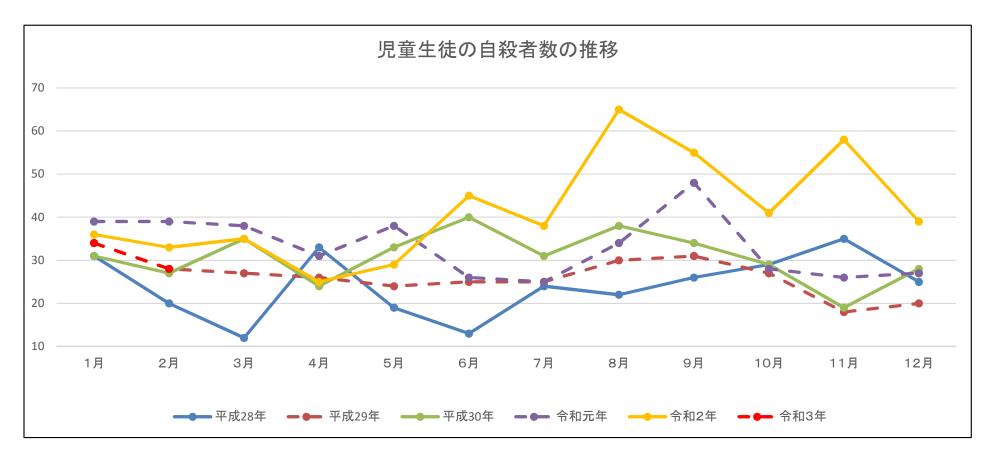
- 1. いじめ防止・早期発見・対処のための対策
- (1)国が実施すべきこと
 - →基本方針の策定、組織の設置等
- (2)地方公共団体が実施すべきこと
 - →基本方針の策定、組織の設置等
- (3)学校が実施すべきこと(①、②は義務)
 - ①学校いじめ防止基本方針の策定
 - ②いじめ防止対策のための組織の設置
- 2. 「重大事態」への対処
- 学校・設置者は事実関係を明確にするための調査 を実施しなければならない
- 地方公共団体の長等は再調査を行うことができる
- ◆ 文部科学省の主な取組
- いじめ防止対策推進法の周知(研修会等)
- 〇 いじめ防止対策協議会の設置
- 全国いじめ問題子供サミットの開催(平成26年度~)
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー の配置の充実
- 学習指導要領等の一部改正

(道徳の時間を「特別な教科 道徳」として位置付けた)

- 警察等の関係機関、関係団体との連携強化
- 地教行法の改正による責任の所在の明確化、迅速な危機管理体制の構築

34

児童生徒の月別自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)



年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成28年	31	20	12	33	19	13	24	22	26	29	35	25	289
平成29年	34	28	27	26	24	25	25	30	31	27	18	20	315
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	34	28											34

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に文部科学省において作成

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
- ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
- ✔ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「SOSの出し方に関する教育」(※)の推進が重要。
 平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

2 通知の概要

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた世帯単位での支援が可能になる ③ 学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築につながる
- 2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行うことが望ましいこと。
- 3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて<u>教材や</u> <u>授業方法を工夫する</u>ことが考えられること。
- 4. <u>SOSの出し方のみならず</u>、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教えることが望ましいこと。
- 5. 同教育は、厚生労働省の「地域自殺対策強化事業実施要綱」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に 該当するとともに、「地域特性重点特化事業」(補助率10/10)にも該当し得るため、<u>積極的に本事業を活用</u>するよう 周知されたいこと。 3

児童生徒の自殺予防について(通知)

(令和3年3月1日付け2初児生第8号)

- ▶ 18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があること、また、3月は「自殺対策強化月間」であることから、児童生徒の自殺予防に関する取組の強化を促す通知を発出
- ➤ その際、本年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響も否定できないところ、<u>令和2年中の児童生徒の自殺者数は、前年比で4割増、そのうち、女子中高生は約2倍となっていることを明記し、各教育委員会等に対し注意を喚起</u>

通知の概要

18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があること、<u>特に令和2年中における児童生徒の自殺者数は479人で、前年と比較し4割増加、そのうち、女子中高生の自殺者数は200人で、前年と比較し約2倍となっていることを踏まえ、</u>以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、実施することを周知。

(1)学校における早期発見に向けた取組

- 各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒やいじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- <u>SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育を実施</u>するなどにより、<u>児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、</u>児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるようにすること。
- 「24時間子供SOSダイヤル」や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。
- <u>GIGAスクール構想で整備する1人1台端末を活用</u>し、<u>児童生徒の心身の状況の把握や、スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリン</u> グの実施等を検討することも考えられること。

(2)保護者に対する家庭における見守りの促進

〇 保護者に対して、<u>長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促す</u>こと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。

(※「24時間子供SOSダイヤル」について児童生徒・保護者ともに利用できることを周知。)

(3)学校内外における集中的な見守り活動

〇 <u>長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。</u>

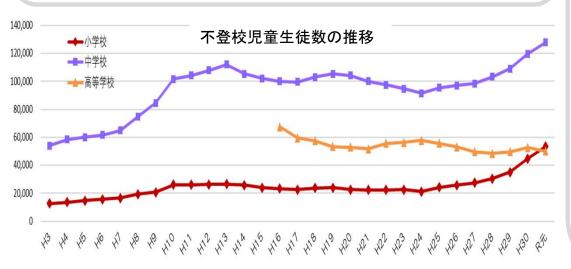
(4)ネットパトロールの強化

○ 都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、<u>長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパールを集中的に実施すること。</u>

不登校児童生徒への支援について

◆ 不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校53,350人(120人に1人)、中学校127,922人(25人に1人)、高等学校50,100人(63人に1人)となっており、合計で、231,372人(前年度217,251人)となっている。



◆ 義務教育の段階における普通教育に相当する 教育の機会の確保等に関する法律の制定

- ◇国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める
- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身 の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、 個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報 の提供等の支援に必要な措置

◆ 不登校児童生徒への主な支援

・教育支援センター(適応指導教室)の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター (適応指導教室)」の設置を推進 (R1:1,527施設(H30:1,449施設))

・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化 (不登校特例校)

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成 する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課 程の基準によらずに特別の教育課程を編成

- 不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場に おける不登校児童生徒の支援を推進

・教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

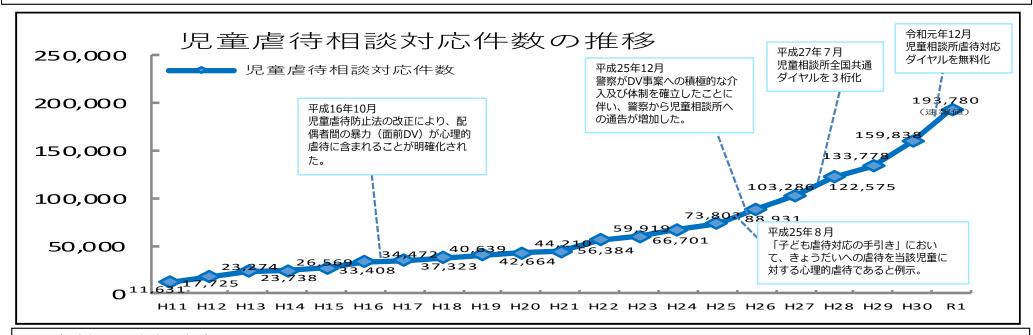
- 指導要録上の出席扱いについての措置等

不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできるまた、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)を適用

38

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和元年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、193,780件。平成11年度に比べて約17倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く(56.3%)、次いで身体的虐待の割合が多い(25.4%)。
- 相談経路は、警察等(50%)、近隣知人(13%)、家族(8%)、学校等(8%)からの通告が多くなっている。



\bigcirc	虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和元年度 (速報値)	49,240 (25.2%) (+9,002)	33,345 (17.2%) (+3,366)	2,077 (1.1%) (+374)	109,118 (55.3%) (+20,727)	193,780 (100.0%) (+33,942)

虐待	相談の相談経路

O /ET/THEXT THEOTIES													
	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福祉 施設	警察等	学校等	その他	総数
元年度(速報値)	13,160 (7%) (+1,982)	2,639 (2%) (+325)	25,285 (13%) (+3,836)	1,663 (1%) (+249)	8,890 (5%) (+559)	210 (0%) (-20)	232 (0%) (+16)	3,675 (2%) (+133)	2,871 (1%) (+394)	96,473 (50%) (+17,335)	14,828 (8%) (+3,379)	23,854 (12%) (+5,754)	193,780 (100%) (+33,942)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

- 野田市で起きた事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項
 - 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について(通知)」(平成31年2月)
- (1) 市町村・児童相談所が保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、 通告元(児童虐待に係る通告を行った者)は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底。
- (2) <u>学校等及びその設置者においては、保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えない</u>こととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応。 市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を 保護者に伝えない。
 - 保護者との関係等を重視しすぎることで、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が 生じていることに十分留意。
- (※)学校等:幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、 認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所
- (3) 保護者から、学校等に対して<u>威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合</u>には、<mark>複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応。設置者は速やかに児童相談所・警察等の関係機関が連携して対応。</mark>
- (4)学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由の説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。
- ※不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が 医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。
- (5)研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、<u>児童虐待に関する具体的な事例を想定することな</u> どによる実践的な研修に取り組むこと。

学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供

〇「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報 提供に関する指針」(平成31年2月)

「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を踏まえ、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校等から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、文部科学省と内閣府、厚生労働省とで協議の上、平成30年7月に作成した指針を更新し、教育委員会や学校等に通知。

※「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」(平成31年2月) 学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて指針に基づく対応を図るよう、内閣府・厚生労働省と連名 で教育委員会、学校等に通知。

平成31年2月の改訂により、以下の事項を追記

学校・保育所等は保護者等から要保護の幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。

※不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

〇「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂)

千葉県野田市で起きた事案も踏まえ、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく 対応に臨めるよう、具体的な対応方法や留意事項についてまとめた手引き作成し、文部科学省のホームページに おいて公表。

(URL) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

〇「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月)

学校等における虐待対応の実践的な研修に資するよう、具体的なケースを取り上げ、必要な対応のポイント等を解説したほか、ロールプレイング例を掲載した教材を作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)(抜粋)

(令和元年7月19日付け元文科初第461号)

1. 改正法の内容について

- (1) 親権者等による体罰の禁止(令和2年4月1日施行)
- ① <u>児童の親権を行う者は</u>、児童のしつけに際して、<u>体罰を加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び</u> 教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。

(児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。) 第14条第1項関係)

- ② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に 規定する厚生労働省令で定める者(小規模住居型児童養育事業における養育者)及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要 な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。 (児童福祉法第33条の2第2項及び第47条第3項関係)
- (2)連携強化すべき関係機関の明確化(令和2年4月1日施行)

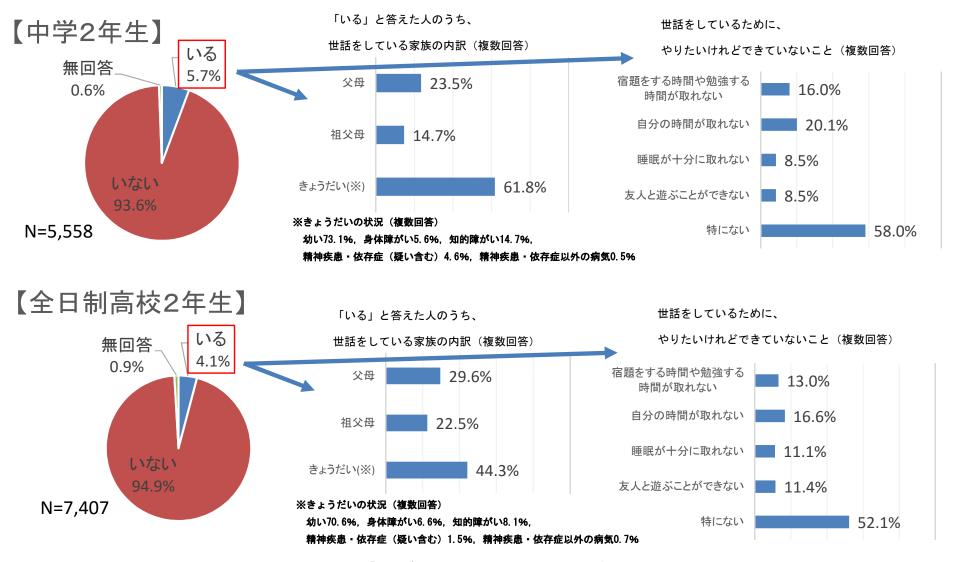
国及び地方公共団体による<u>児童虐待の防止等のため</u>に必要な体制の整備に関し、<u>強化を図るべき関係機関間の連携の例示として</u>、 関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、<u>学校</u>及び医療機関<u>の間の連</u> 携を明記すること。 (虐待防止法第4条第1項関係)

- (3) 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化(令和2年4月1日施行) <u>児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に</u>都道府県警察、婦人相談 所、<u>教育委員会</u>及び配偶者暴力相談支援センター<u>が含まれること</u>、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官 及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。 (虐待防止法第5条第1項関係)
- (4) 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務(令和2年4月1日施行)
- ① <u>学校の教職員</u>、児童福祉施設の職員<u>等児童の福祉に職務上関係のある者は</u>、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た<u>児童虐待を</u> 受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない</u>こと。 (虐待防止法第5条第3項関係)
- ② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。 (虐待防止法第5条第4項関係)
- (5)要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務(令和2年4月1日施行) 関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の 開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。 (児童福祉法第25条の3第2項関係)

ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント

「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態をより正確に把握するため、厚生労働省が文部科学省と連携し、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、実態調査を実施。

〇 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%



24時間子供SOSダイヤルについて





学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、 いつでも話を聞くよ



24時間子供SOSダイヤル 10120-0-78310

各数育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

元金融券かもと思ったら 2189番 (児童相談所全面共通ダイヤル) 子どもの人権110番 110 0120-007-110 (通数判無料、法務助策員または 人物管機委員による相談成立) 各部選索県等条本部に よる少年和設施口 (右のQRコードから近くの 原口を調べられます)

内閣府 警察庁 法務當 文部科学省 厚生労働省

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを 全国の学校等に配布

電話番号

(なやみいおう)

0120 - 0 - 78310

概要

子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、全国統一ダイヤルを設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として<mark>電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続される。</mark>

経緯

平成19年2月~ 全都道府県及び指定都市教育

委員会で実施開始

平成28年4月~ 通話料無料化

財政措置

相談員の人件費:国で1/3負担

地方自治体で2/3負担

通 話 料:国で全額負担

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- ▶ 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

1 児童生徒の自殺予防について

- 児童生徒及び保護者との連絡を密にし、<u>児童生徒の心身の状況の変化</u> <u>や違和感に注意</u>し、自殺を企図する兆候がみられた場合、<u>特定の教職員</u> <u>で抱え込まず、関係教職員・機関等と連携</u>するとともに、アンケート調査や 個人面談等による早期発見・早期対応を組織的に行うこと。
- 保護者に対し、家庭での児童生徒の見守りを促すとともに、学校の相談窓口や各種相談窓口(「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等)を周知すること。
- <u>インターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見する</u>ため、教育活動の再開前後で、<u>ネットパトロールを集中的に実施</u>するとともに、<u>警察と</u>連携するなどして児童生徒の生命や身体の安全を確保すること。

3 児童虐待について

- 先が見通せないことによる不安やストレス等に加え、臨時休業等により児童生徒や保護者の在宅時間が増加し、周囲の目が届きにくくなることから、児童虐待のリスクの増加や深刻化が懸念される。
- 健康観察や健康診断等の実施,児童生徒に学校休業中の状況の聞き 取りやアンケート調査を行う等により,児童生徒等の状況を的確に把握し, スクールソーシャルワーカーや関係機関等による支援に確実につなげること。
- 教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、特定の教職員 で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。

2 児童生徒の不登校について

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業により、学校再開後においても様々な不安やストレスを抱える児童生徒や、保護者の経済 状況など家庭環境に変化が生じる児童生徒の増加が見込まれる。
- 健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に よる心理面・福祉面からの支援など、新たな不登校や不登校の長期化の要 因となり得る児童生徒の不安や家庭環境に係る状況の悪化に対する支援 に適切に取り組むこと。
- 子供たちの「学びの保障」のための取組方針について、児童生徒の発達 段階に応じて丁寧に説明を行い、学習に対する不安を軽減すること。

4 児童生徒に対する差別や偏見について

- 新型コロナウイルス感染症に関連し、差別や偏見につながるような行為は 断じて許されるものではなく、<u>当該感染症に関する適切な知識を基に、発</u> 達段階に応じた指導を行うなど、生徒指導上の配慮等を十分に行うこと。
- アンケート調査等により<u>悩みを抱える児童生徒の早期発見に努め</u>,学級担任や養護教諭等を中心とした健康観察や健康相談の実施等により<u>児童生徒の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に対応</u>すること。
- 児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由とした<u>いじめや偏</u> 見等に悩んだ場合の相談窓口(同上)を適宜周知すること。

5

「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(中教審答申)に ついて

中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)」「総論解説】

1.急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な

「予測困難な時代」

■ 社会全体の デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性

子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、<u>自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重</u>し、<u>多様な人々と協働</u>しながら様々な社会的変化を乗り越え、 豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【ポイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTの活用 が必要不可

2.日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育 には?

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【新しい動き】



新学習指導要領の着実な実 施



学校における働き方改革

GIGAスクール構想

【成果】

【今日の学校教育が直面している課題】

国際的にトップクラスの学力

子供たちの多様化

情報化への対応の遅れ

学力の地域差の縮小

生徒の学習意欲の低下

少子化・人口減少の影響

規範意識・道徳心の高さ

教師の長時間労働

感染症への対応

「正解主義」や「同調圧力」への 偏りからの脱却



一人一人の子供を主語にする 学校教育の実現

√「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる/
新しい時代の学校教育の実現。

3.2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現/



- √「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている
 - #個別最適な学び #協働的な学び
 - #主体的・対話的で深い学び #ICTの活用



教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている
 - #教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携
 - #学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加



子供の学びや 教職員を支える環境

- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

#ICT環境の整備 #学校施設の整備

#少人数によるきめ細かな指導体制

「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について

「子供の学び」の姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる



個別最適な学び 協働的な学び

一体的に充実

主体的・対話的で深い学び

授業外の学習改善



\子供の資質・能力の育成/

個別最適な学び【学習者視点】(=個に応じた指導【教師視点】)

\子供が自己調整しながら学習を進めていく/

指導の個別

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う
 - 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、 異なる方法等で学習を進める

子省の個性

- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う
 - **→ 異なる目標に向けて、学習を深め、広げる**

協働的な学び

- ✓ 子供一人一人のよい点や可能性を生かし、
- ✓ 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する
 - → 異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

各学校段階において目指す学びの姿

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、<u>質の</u> 高い教育が提供されている
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、 全ての幼児が健やかに育つことができる

高等学校教育

- <u>社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている</u>
- <u>多様な関係機関との連携・協働</u>による<u>地域・社会の課題解決に向けた学び</u>が行われている
- 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている

義務教育

- 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている
- 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、<u>地域の構成員や主権者としての意識</u>が育まれている
- 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる

特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、<u>連続性のある多様な学びの場の一層</u> の充実・整備

4.「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

学校や教師がすべき業務・役割・指導の

\範囲・内容・量の精選・縮減・重点化/

- **\学校と地域社会の連携・協働**/
- 一体となって子供の成長を支えていく

かんせい

\「二項対立」の陥穽に陥らない/

どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく

- 一斉授業 or 個別学習
- デジタル or アナログ
- 履修主義 or 修得主義
- 遠隔・オンライン or 対面・オフライン

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて

改革に向けた6つの方向性

- (1)学校教育の質と多様性、包摂性を高め、<mark>教育の機会均等</mark>を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

5.「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

【基本的な考え方】

- ✓ 学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの
- ✓ これまでの実践とICTとを最適に組み合わせていく

\Society5.0時代にふさわしい学校の実現/

- ▶ 学校教育の様々な課題を解決し、教育の質向上につなげる
- ▶ PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う
- ▶ ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう留意

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ICTを主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすともに、今までできなかった学習活動の実施や家庭など学校外での学びを充実する
- 特別な支援が必要な児童生徒へのきめ細かな支援や、個々の才能を伸ばす高度な学びの機会の提供など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う

#端末の日常的な活用 #ICTは「文房具」

#ICTの活用と少人数学級を両輪としたきめ細かな指導

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 教員養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現する
- 教員養成大学・学部は新たな時代に対応した教員 養成モデルの構築や、不断の授業改善に取り組む教 師のネットワークの中核としての役割を果たす

#ICT活用指導力の養成 #データリテラシーの向上 #指導ノウハウの収集・分析

(3) ICT環境整備の在り方

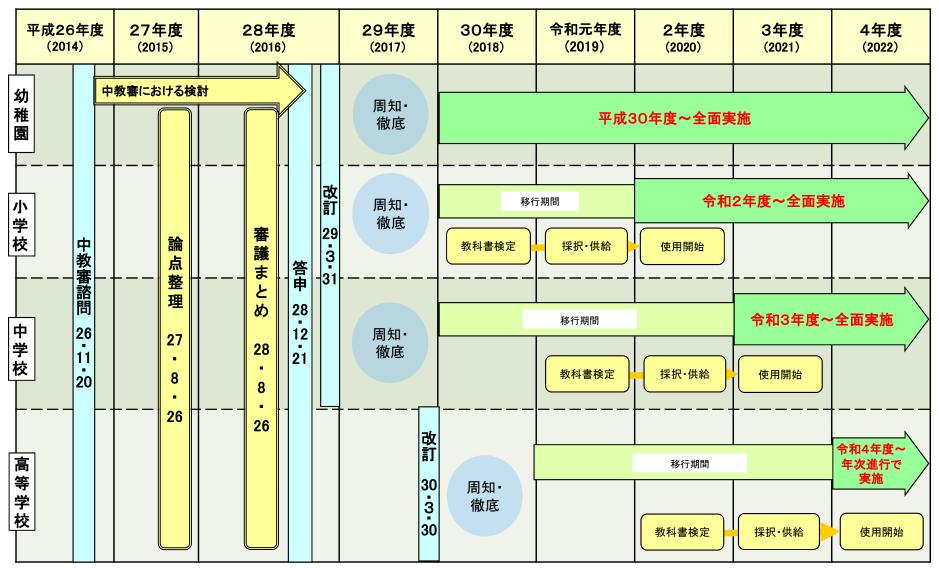
- GIGAスクール構想により配備される端末は、<u>クラウド</u> にアクセスし、各種サービスを活用することを前提
- 各学校段階(小・中・高)における1人1台端末環境の実現と、端末の家庭への持ち帰りが望まれる

#デジタル教科書・教材の普及促進 #教育データの利活用 #ICT人材の確保 #校務効率化

新学習指導要領について

学習指導要領改訂に関するスケジュール





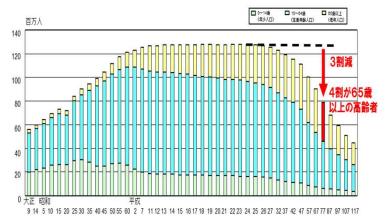
特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても, 平成29年4月28日に改訂告示を公示。 特別支援学校学習指導要領(高等部)は, 平成31年2月4日に改訂告示を公示。

今、向き合わなければならない社会と我が国の状況



人口の推移と将来人口

少子高齢化の進行により、約50年後には総人口が約3割減少、65歳以上の割合が総人口の約4割に達する見込み。

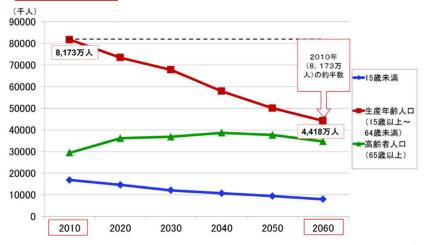


世界のGDPに占める日本の割合



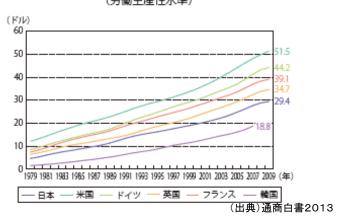
生産年齢人口の推移

生産年齢人口も減り続け <u>2060年には2010年と比べ</u> **約半数まで減少**する見込み。



我が国の労働生産性水準の現状

日本の生産性は米国の5割程度 (労働生産性水準)



産業構造の変化に伴う職業の変化



「今後10~20年程度で、アメリカの総雇用者の約47%の仕事が自動化されるリスクが高い」

(マイケル・オズボーン氏 (オックスフォード大学准教授))

「2011年度にアメリカの小学校に入学した子供たちの65%は、大学卒業時に今は存在していない職業に就くだろう」

(キャシー・デビッドソン氏 (ニューヨーク市立大学教授))

「未来を予測する最善の方法は、それを発明することだ」 (アラン・ケイ氏(カリフォルニア大学ロサンゼルス校准教授))

学習指導要領改訂の考え方



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く**知識・技能**の習得

未知の状況にも対応できる **思考力・判断力・表現力**等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し,社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質·能力を踏まえた 教科·科目等の新設や目標·内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化, 高校の新科目「公共」の 新設など

各教科等で育む資質·能力を明確化し, 目標や内容を構造 的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的·対話的で深い学び(「アクティブ・ ラーニング」)の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など,新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず,質 の高い理解を図るための 学習過程の質的改善 主体的な学び対話的な学び深い学び

社会に開かれた教育課程とは



【小学校学習指導要領(平成29年告示) 前文】

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を 実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよ い社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞ れの学校において、必要な学習内容をどのように学び、ど のような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教 育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働に よりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課 程の実現が重要となる。

カリキュラム・マネジメントとは



小学校学習指導要領 第1章 総則 (1)2(3)は本資料において追記)

- 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割
- 4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、
 - ① 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと.
 - ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと,
 - ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、<u>教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向</u> 上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

- ▶ 「カリキュラム・マネジメントのねらいは、児童や学校、地域の実態を適切に把握し編成した教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動(授業)の質の向上を図ること。
- ▶ ①②③の側面は、「ねらい(目的)」に迫る「手段」。
- ⇒ 「手段」を目的化しないよう留意。「教育課程」を意義あるものとすることが重要。

育成を目指す資質・能力の三つの柱



学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。

学びに向かう力, 人間性等

どのように社会・世界と関わり, よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を 総合的にとらえて構造化

何を理解しているか 何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる ことをどう使うか

思考力, 判断力, 表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、<u>基礎的な知識及び技能</u>を習得させるとともに、<u>これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力</u>をはぐくみ、 主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成

各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

目 標

平成20年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国 語

第1 目標

| 国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合 | う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養 | い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

平成29年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国 語

第1 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。(学びに向かう力、人間性等)

内 容

平成20年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内容

A 数と式

- (1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し、その四則計算ができるようにするとともに、正の数と負の数を用いて表現し考察することができるようにする。
- ア 正の数と負の数の必要性と意味を理解すること。
- イ 小学校で学習した数の四則計算と関連付けて, 正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。
- ウ 正の数と負の数の四則計算をすること。
- エ 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。

平成29年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内容

A 数と式

- (1) 正の数と負の数について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 【知識及び技能】
- (ア) 正の数と負の数の必要性と意味を理解すること。
- (イ) 正の数と負の数の四則計算をすること。
- (ウ) 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

【思考力. 判断力. 表現力等】

- (ア) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて, 正の数と負の数の四則計算の方法を考察し表現すること。
- (イ) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。

主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業 改善)について(イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち,自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら,見通しを持って粘り強く取り組み,自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。



学びを人生や社会に 生かそうとする **学びに向かうカ・ 人間性**等の涵養

生きて働く **知識・技能**の 習得 未知の状況にも 対応できる **思考力・判断力・表現力** 等の育成



主体的な学び対話的な学び深い学び







【対話的な学び】の視点

子供同士の協働, 教職員や地域の人との対話, 先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ, 自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各 教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ ながら、知識を相互に関連付けてより深く理解し たり、情報を精査して考えを形成したり、問題を 見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に 創造したりすることに向かう「深い学び」が実現 できているか。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等 教育内容の主な改善事項①



言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2~3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと (幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等 教育内容の主な改善事項②



体験活動の充実

・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実 (小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
 - ※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、教員の養成・採用・研修の一体的な 改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置付け(小・中:総則)
- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(小・中:総則、各教科等)
- コンピュータで文字を入力するなどの学習活動(小:総則)
- ・プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間))

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等 教育内容の主な改善事項③



現代的諸課題への対応

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)
- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可可能な運営体制(中:総則)

外国語教育の抜本的強化イメージ



CEFR*

B2 (英検準1級等)

B1 (英検2級等)

A2 (英検準2級等)

人1 (英検3級等)

現行

- ・学年が上がるにつれて意欲に課題
- ・学校種間の接続が不十分

高校卒業レベル 現: 3,000語程度 新: 4,000 ~ 5,000語程度 高等学校で 現: 1,800語程度

新: 1.800

中学校で

小学校で

~ 700語程度

新: 600

~ 1.800語程度

現:1.200語程度

新:1.600

~ 2.500語程度

英検準2級程度以上の生徒 40.2%(目標50%)*H30

- ・学習意欲、発信力に課題
- ・言語活動が十分でない

年間140単位時間 (週4コマ程度)

英検3級程度以上の生徒 42.6%(目標50%)*H30

- ・小学校の学習経験が十分に生かしきれていない
- ・言語活動が十分でない

小

年間35単位時間 (週1コマ程度) 活動

- ・音声を中心に英語に慣れ 親しんでいる
- 中学校入学時の学習意欲 が向上

新学習指導要領

小学校2020(令和2)年度、中学校2021(令和3)年度から全面実施、 高等学校2022年度(令和4年度)入学者より学年進行で実施

【2020年度~】

大学入試改革

「何が出来るようになるか」という観点から、小・中・高等学校を通じた 5つの領域(「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」)別 の目標を設定

<u>の日標を設定</u>

- <u>5領域を総合的に扱う科目</u>群(英語コミュニケーション I, II, III)、 ディヘートやディスカッション等を通して発信力を高める科目群 (論理・表現 I, II, III)を設定
- ・授業は外国語で行うことを基本 (前回改訂より)

年間140単位時間(週4コマ程度)

- ・外国語で<u>自分自身の考えや気持ちなどを伝え合う</u> 対話的な活動を重視
- ・具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙、表現などを実際に活用する言語活動を充実
- ・授業は外国語で行うことを基本

5・6年 (教科) 年間70単位時間(週2コマ程度)

- ・音声に十分慣れ親しんだ上で、段階的に「読むこと」「書くこと」を加える (15分程度の短時間学習の活用等
- ・指導の系統性を確保

15分程度の短時間学習の活用等を含めた弾力的な時間割編成も可能

- **3-4年 (活動)** 年間35単位時間(<u>週1コマ</u>程度)
 - ・「聞くこと」「話すこと(やり取り・発表)」を中心
 - ・外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高める

改善の ための PDCA サイクル

【2019年度~】

学びの基礎診断高校生のための

改善の ための PDCA サイクル

学習状況調 学習学力・

※「聞くこと」「読むこと」 「書くこと」「話すこと」 に関する調査を実施 【2019年度~】

※CEFR:欧州評議会(Council of Europe)が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ 共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

新学習指導要領の周知・広報について

新学習指導要領の着実な実施に向けて、文部科学省では、学校関係者のみならず、 保護者や地域の方々など多くの皆様への新学習指導要領の周知・広報を行っております。



生きる力学びの、その先へ

学習指導要領改訂に向けて示された中央教育審議会の答申(2016)では、学校教育が長年大切にしてきた「**生きる力」** を、現在とこれからの社会の文脈で改めて捉え直し、確実に育むことが求められると提言されています。

新しい学習指導要領に基づく学校教育により、子供たちが未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を一層確実 に育む――このことを「生きるカー学びの、その先へ」と表現しました。

以下のようなツールを作成し、周知・広報を行っています。

リーフレット



3分でイメージがつかめる動画





「学習指導要領ウェブサイト」はこちらから!

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm





新学習指導要領リーフレット 制作後記~リーフレットを読み解くためのヒント~

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1414159.htm

